松くい虫防除対策の強化を求める意見書 (案)

年 月 日

衆 議 院 議 長 参 議 院 議 長 内閣総理大臣 あて 財 務 大 臣 農林水産大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本県におけるマツノザイセンチュウ(以下「松くい虫」という。)による松枯れの被害状況は、昭和56年に初めて被害が確認されて以降、区域を拡大しながらアカマツを中心に被害が増加し、平成25年度には約7万9千立方メートルと最大の被害量となった。その後、平成30年度は約7万2千立方メートルの被害量と依然として高止まりの状況となっている。

アカマツは、地況の悪い場所でも生育する樹種であることから、急峻な山地の保全に重要な役割を果たしている。また、建築用材等として広く活用されているとともに、全国トップクラスのマツタケ産出量を誇る本県において、松林は貴重な資源となっている。

このような中、被害の最前線の地方自治体においては、選択と集中による対策として、守るべき松林を定め、より効果的な防除対策に努めてきた。しかしながら、これまで松くい虫を運んでマツに感染させるマツノマダラカミキリの活動が抑制されていた高標高地域においても松枯れが確認されるなど、被害の拡大が危惧されている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、松くい虫による被害拡大を防止し優良な松林を保全するため、地方自治体が行う伐倒駆除や樹種転換に対する財政支援の拡充等、松くい虫防除対策の強化を図るよう強く要請する。